

はしがき

本書は、国際法の入門書である。国際法の入門書はすでに数多く出版されている。それぞれの入門書は、イラストや写真を多用したり、身近な事例を紹介したり、さまざまな工夫が施された上で、コンパクトでしかもわかりやすい説明が与えられている。新しく国際法の入門書を出版する必要などないではないかといわれそうである。

確かにその通りだ。しかし、一つ、私の経験から不満があった。それは、入門書と銘打った書物でさえも、国際法の体系書と同じ叙述体系を維持しているものが多いことである。第1章で、国際法の歴史やら、国際法の基本構造やら、国際法の特徴が議論され、それに続く第2章で、国際法の法源が扱われ、第3章で、法主体が論じられたりしている。確かに法学部生にはこうした叙述体系は有益であろう。例えば、憲法の教科書においても、はじめに憲法の意義、憲法の法源、日本国憲法史、憲法の基本原理が叙述されている。総論から始まり各論に移る「抽象から具体へ」という思考方法に、法学部生なら慣れ親しんでいるだろう。また、「法源」という言葉を聞いて、それが何を意味しているか、法学部生なら完全に理解していなくとも、おおよその意味はわかっているはずだ。しかし、法学部以外の学部学生にはピンとこないのが実情ではないだろうか。

私自身は、法学部に所属した経験がない。最初の勤務先では、法経学部法学科に所属した。法学部ではなかったが、実質上、法学部と同じであった。しかし、それ以降は、国際関係学部¹に所属し、現在は国際開発研究科に所属している。20年ほど、いわゆる国際系学部²に籍を置いてきたことになる。そうしたところで国際法を教える苦労は、法学部で国際法を講じている先生にはなかなか理解してもらえない。国際法を勉強する楽しみを学生諸君にいかにか伝えるか、そして、国際法への関心をいかにか維持させるか、苦心^{さんたん}惨憺である。その一方で、国際系学部にも外務省を目指す学生がおり、国際法を一通りすべて講義しなければならない。入門書でありながら、教科書としても利用できる書物がほしかったが、残念ながら見つけれなかった。

一方、私の講義では、「国際法は法か」といった問題点を、最初に講述することはなかった。国際法の全体像がわかっていないのに、「国際法は法か」など議

論して何になるだろう。また、国際法の法源といった理論的な問題を、具体的な事例なしに説明することが果たしてできるだろうか。法源の中の慣習国際法に関しては北海大陸棚事件を抜きに説明はできないだろうが、この事件を説明するためには、大陸棚についての説明や、条約の第三国の地位や留保についての解説も必要になってしまう。国際法の総論から講義を始める教育的意義はないと思われる。特に、法学部に所属していない国際系学部¹の学生にとっては、国際法総論から講義が始まれば、それだけで興味喪失である。ユス・ゲンチウム (*jus gentium*) と聞いただけで、受講取消を申し出る学生がいるだろう。

本書は、国際法入門書であり、「逆から学ぶ」ことをコンセプトとした。国際法総論は、後回しにして、まず、戦争の問題から始めることにしたのである。通常の教科書では、最後に取り扱われる問題である。しかし、国際法は「戦争と平和の法」であり、学生の多くは、戦争の問題に関心を持っているはずだ。また、テレビのニュースを見ても、武力紛争や内戦の話が出ない日はほとんどない。日本では、北朝鮮のミサイル発射や中国の防空識別圏が新聞を賑わし、政府は集団的自衛権の行使に踏み出そうとしている。戦争の問題を端緒として、一通り国際法が定める具体的な権利義務を学習してから、最後に国際法総論を学習するように、本書は構築されている。それぞれの章でも、抽象度が高い問題はなるべく後回しにした。「具体から抽象へ」と叙述することで、多くの教科書が採用している「抽象から具体へ」という順とは「逆から学ぶ」ことになる。そうすることで、国際法の理解を容易にしてくれるはずだ。

本書は、入門書であると同時に、国際法の教科書でもある。そのため、国際法一般の問題をほぼ網羅し、400^{ページ}を超える大部な入門書兼教科書となってしまった。他の入門書のように、簡潔であることからくる分かりづらさを解消するためには、多くの頁を費やすことが必要であった。本書が、入門書とは思えない分厚さであるのは、そうした理由からである。また、かみ砕いて説明したり、具体例を挙げて説明したりすると、必然的に頁がかさんだのも事実だ。本書は、教科書としても利用できるように、28章で構成されている。今日では、1 Semester 15回の授業が必須である。1回はイントロダクションに充てたり、試験に充てたりして、正味14回の講義が行われている。1年で一通り国際法を講義するとすれば、28回分の講義を用意しなければならない。その要請に合致するよう28章構成としたのである。また、2年で一通り国際法を講義する場合にも対応できるはずであ

る。国際法が8単位で提供される法学部での講義にも耐えられるよう、そして4単位又はそれ以下の単位で提供される場合でも利用できるように工夫したつもりだ。

冷戦終結から四半世紀がたとうとしている。本書を利用して国際法を学ぶ学生諸君にとって、生まれた時点で、すでに冷戦は過去のものになっていた。そして社会主義は、もはや、歴史上の事実になろうとしている。1990年以降、グローバル化が進行し、現在では、人権、民主主義、市場経済は、誰も否定できない当然の価値のように感じられている。しかし、そうした価値優勢の国際法の在り方を立ち止まって考えてみないといけない時期であると思われる。本書は、冷戦以後の国際社会の変容を映した国際法の姿をなるべく忠実に描くようにしている。それがどこまで成功したかについては、読者諸氏の判断に委ねるしかない。

本書の「逆から学ぶ」コンセプトに賛同してくださり、快く執筆を引き受けてくださった国際法研究者は19名に及ぶ。企画から2年で出版にこぎ着けることができたのは、執筆者の御協力の賜だ。編者の無茶なお願いにも応えていただいた。この場を借りて、お礼申し上げます。その一方で、同じ情報が複数の章に登場したり、さらには記述が相互矛盾を来している箇所が散見されるかもしれない。そうしたことも含めて、最終的な責任はすべて編者である私にあることをお断りしておく。最後に、本書の企画から、出版まで、あらゆる局面で惜しみなく最大限の援助を与えてくださった法律文化社の舟木和久さんに感謝申し上げます。

2014年1月

山形 英郎